

特定商取引法等改正案に対する修正案要綱

1 クーリング・オフを電子メール等で行う場合の効力発生時期

クーリング・オフを電子メール等で行う場合の効力発生時期について、申込みの撤回又は契約の解除に係る電磁的記録による通知を発した時とする。

(新特定商取引法第9条第2項等及び新預託法第7条第2項関係)

2 事業者が交付する書面の電子化に関する規定の施行の延期

特定商取引法及び預託法の改正規定のうち、事業者が交付する書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する規定について、公布の日から起算して二年（修正前は一年）を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(改正法附則第1条第3号関係)

3 事業者が交付する書面の電子化に関する検討条項の追加

政府は、2の施行後二年を経過した場合において、事業者が交付する書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(改正法附則第6条第1項関係)

4 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。